

重要事項説明書

※申込書への署名または記名・押印は、この書面の受領印を兼ねています。

重説種類

【傷害E】(2017.7改定版)

共栄火災海上保険株式会社

- この書面では、自転車補償プラン（日常生活個人賠償責任補償特約付帯交通事故傷害保険）に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要 ▶ 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ▶ ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「ご契約のしおり（約款冊子）」^(※)をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。



このマークに記載の項目は、「ご契約のしおり（約款冊子）」の該当項目をご確認ください。

(※)「ご契約のしおり（約款冊子）」は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。なお、Web約款を希望された場合は、「ご契約のしおり（約款冊子）」をお届けしませんので、共栄火災ホームページ（<http://yakkan.kyoeikasai.co.jp/>）からご確認ください。お申込み後にお届けをご希望される場合は、取扱代理店または共栄火災までお申し出ください。

用語のご説明

主な用語のご説明は次のとおりです。その他の用語については、「ご契約のしおり（約款冊子）」をご確認ください。

用語	説明
き 危険	傷害または損害等の発生の可能性をいいます。
こ ご契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
し 親族	6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
た 他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
と 特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。ご契約の内容により自動的にセットされるものと、ご希望によりセットできるものがあります。
は 配偶者	原則として法律上の婚姻の相手方をいいますが、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
ひ 被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
ふ 普通保険約款	ご契約いただいた保険契約の基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
ほ 保険金	保険契約により補償される傷害または損害等が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険契約により補償される傷害または損害等が生じた場合に当社がお支払いする保険金の額（または限度額）をいいます。
保険料	ご契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
み 未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。



このマークに記載の項目は、「ご契約のしおり（約款冊子）」の該当項目をご確認ください。

契約締結前 におけるご確認事項

1 商品の仕組み 契約概要

「自転車補償プラン」は交通事故傷害保険に日常生活個人賠償責任補償特約をセットした保険です。被保険者が交通事故等によりケガをされた場合などに保険金をお支払いします。基本となる補償、自動的にセットされる主な特約【自動セット特約】は次のとおりです。

基本となる補償

交通事故等によるケガの補償

死亡・
後遺障害

入院

手術



自動 セット特約 (主なもの)

日常生活個人賠償責任補償特約

保険契約の継続に関する特約

- ※1 契約タイプでのお引き受けとなります。すべての契約タイプに「死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約」が自動的にセットされ、通院の補償はありません。
- ※2 すべてのご契約に、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされます。

2 被保険者の範囲 契約概要

被保険者の範囲は、以下のとおりです。

※家族構成は、保険金支払事由発生時のものをいいます。



被保険者の範囲

	被保険者の範囲		
	本人 ^(注1)	配偶者	その他の親族 ^(注2)
交通事故等によるケガの補償	○	—	—
日常生活個人賠償責任補償 ^(注3)	○	○	○

(注1) 申込書の被保険者欄記載の方をいいます。

(注2) 本人またはその配偶者の「同居の親族および別居の未婚の子」をいいます。

(注3) 被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含まれます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。

3 基本となる補償等

(1) 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。また、保険金をお支払いする場合は次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
交通事故等によるケガの補償	死亡保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
	後遺障害保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	入院保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限り、180日を限度（支払限度日数）とします。
手術保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術を受けた場合に、以下の金額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術の場合 入院保険金日額×10 ② ①以外の手術の場合 入院保険金日額×5 ただし、1事故につき事故の発生の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。	
日常生活個人賠償責任保険金 偶然な事故により、他人にケガをさせたり財物に損害を与え法律上の損害賠償責任を負担された場合に、1回の事故につき日常生活個人賠償責任保険金額を限度として保険金 ^(注) をお支払いします。 (注) 被害者が死亡されたり、医師の治療を受けるため20日以上入院したときに、被保険者が必要とする臨時費用を含みます。	


(2) 保険金をお支払いしない主な場合 **契約概要** **注意喚起情報**

保険金をお支払いしない主な場合	
交通事故等によるケガの補償	<ul style="list-style-type: none"> ●病気・心神喪失等を原因とする場合、およびこれらを原因としてケガをした場合（例えば、歩行中に病気により意識を喪失し転倒をしたためケガをした場合など） ●妊娠・出産・早産を原因としたケガ ●酒気帯び運転・麻薬などにより正常な運転ができない状態での運転中に生じたケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ <p style="text-align: right;">など</p>
日常生活個人賠償責任補償	<ul style="list-style-type: none"> ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任（被保険者がゴルフの競技または指導を職業としていない場合、職務としてのゴルフを除きます。） ●被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ●他人からの預かり物の損害に対する損害賠償責任 ●自動車等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 <p style="text-align: right;">など</p>

(3) 主な特約・補償の概要 **契約概要**

特約には、次の2種類があります。

- ご契約時のお申出にかかわらず、全ての契約に自動的にセットされる特約 **【自動セット特約】**
- ご契約時にお申出があり、共栄火災が引き受ける場合にセットされる特約 **【任意セット特約】**

特約の種類	概要
保険契約の継続に関する特約 【自動セット特約】	<ul style="list-style-type: none"> ●保険期間の末日（満期日）の属する月の前月10日までに、ご契約者または共栄火災のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、保険期間の末日（満期日）の内容と同一の内容で毎年自動的に継続されます。 ●継続契約の保険期間の初日（始期日）現在の保険料率により保険料が異なるときは、保険金額、保険金日額を同額とし、保険料を変更する方法により継続されます。 ●継続後のご契約には継続時の普通約款および特約が適用されます。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">  自動継続制度（保険契約の継続に関する特約）について </div>

(4) 補償重複に関するご注意 **注意喚起情報**

次表の特約等のご契約にあたっては、補償内容が同様のご契約（傷害保険以外のご契約にセットされる特約や共栄火災以外のご契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。^(注)

(注) 1 契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約（補償）>

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他のご契約の例
交通事故傷害保険 日常生活個人賠償責任補償特約	普通傷害保険 賠償責任補償特約

(5) 保険金額の設定 **契約概要**

保険金額の設定にあたっては、次のa.・b. にご注意ください。

- お客さまが実際に契約する保険金額については、申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。
- 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年齢・年収などに照らして適正な額となるように設定してください。なお、死亡・後遺障害保険金額は、次のいずれかに該当する場合、他のご契約等と合計して、1,000万円が上限となります。
 - ・被保険者が保険期間開始時点で満15才未満の場合
 - ・ご契約者と被保険者が異なる契約において、被保険者の同意がない場合

(6) 保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

保険期間 ▶ 1年

補償の開始 ▶ 保険期間の初日（始期日）の午後4時（申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻）

補償の終了 ▶ 保険期間の末日（満期日）の午後4時

4 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み **契約概要**

保険料は契約タイプ（保険金額）によって決定されます。お客さまが実際に契約する保険料については、申込書の保険料欄でご確認ください。

(2) 保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払となります。



■ご契約時に保険料を払い込む方法の場合のご注意

保険期間が始まった後でも、「保険料の払込みに関する特約」などにより保険料の払込みが猶予される場合を除き、保険期間の初日（始期日）から取扱代理店または共栄火災が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い **注意喚起情報**

払込猶予期間までに保険料の払込みがない場合は、被保険者に保険金の支払事由の原因が発生したときに保険金をお支払いできなかったり、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

(注)「保険料の払込みに関する特約」により払込方法を口座振替とする場合で、保険料が払い込まなかったことについてご契約者に故意および重大な過失がなかったときは、払込期日の翌々月末まで猶予します。

5 満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務（申込書の記載上の注意事項） **注意喚起情報**

ご契約者、被保険者には告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、申込書において★印がついている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

■告知事項

- ①被保険者の「職業・職種」
- ②同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報

2 クーリングオフ **注意喚起情報**

保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込み後であってもお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「クーリングオフ」といいます。）を行うことができますが、「自転車補償プラン」の保険期間は1年のため、クーリングオフの対象とはなりません。ご契約の際は、ご契約内容を十分にご確認ください。

3 死亡保険金受取人 **注意喚起情報**

①特に死亡保険金受取人を定めなかった場合

死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

②死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合

被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なお、ご契約者と被保険者が異なるご契約を、被保険者の同意のないままに契約されていた場合は、ご契約が無効となります。

(注) 企業等がご契約者および死亡保険金受取人となり従業員等を被保険者とする場合は、ご契約者から被保険者（従業員等）のご家族等に対し、保険の加入についてご説明ください。

- ③ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合
被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。

契約締結後 におけるご注意事項

1 ご注意いただく事項

ご契約後、保険証券記載の住所を変更した場合には、契約内容の変更等が必要となります。取扱代理店または共栄火災にご通知ください。

2 解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または共栄火災にお申出ください。

■ご注意いただく事項

- ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。
- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

3 被保険者からの解約 注意喚起情報

被保険者をご契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者はご契約者に解約を求めることができます。この場合、ご契約者は解約しなければなりません。



被保険者によるご契約の
解除請求について

その他 ご留意いただきたいこと

1 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、共栄火災との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、共栄火災と直接契約されたものとなります。

2 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、解約返れい金等は80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

上記のほか、ご契約の移転等の際にご契約の条件の算定基礎となる基礎率に変更される場合など、補償割合が変更される場合があります。

3 個人情報の取扱い 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災およびグループ各社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。



ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、共栄火災ホームページをご覧ください。

<http://www.kyoeikasai.co.jp/>

4 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

5 継続契約について

- 保険金請求状況や年齢などによっては、保険期間終了後、契約を継続できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。
- 当社が普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を保険期間の初日（始期日）とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることや、契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

6 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり（約款冊子）」の「保険金ご請求の手続きについて」に記載の書類等をご提出いただくことがあります。



事故が発生した場合におとりいただく手続き

この「重要事項説明書」に記載のない次の事項については、「ご契約のしおり（約款冊子）」をご確認ください。



契約内容登録制度について、保険証券について

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

カスタマーセンター 0120-719-112（無料）

【受付時間】 平日 午前9:00～午後6:00

※お申出の内容に応じて、取扱代理店・共栄火災営業店・損害サービス課・損害サービスセンターへお取次ぎする場合がございます。

もしも事故が起こったら…

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間事故受付サービス「あんしんほっとライン」

0120-044-077（無料）

指定紛争解決機関

注意喚起情報

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 【ナビダイヤル（通話料有料）】

【受付時間】 平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）